

(ご参考：2/5) 日系企業・レストラン向け COVID-19 関連情報 (在シアトル総領事館)

ワシントン州日系企業・団体・レストラン関係者の皆様

いつもお世話になっております。在シアトル日本国総領事館経済班です。

本日の参考情報を以下のとおりお知らせします。

現在の危機的状況に鑑み、このニュースレターでは、多くの方にご利用いただける有益な情報の提供があった場合、情報元を示して掲示しています。なお、このことは、総領事館として、情報元の団体・個人をいかなる意味でも宣伝・推薦するものではないことを申し添えます。

本ニュースレターを追加で受け取りたい方が周りにいらっしゃいましたら、[こちらの登録フォーム](#)をご紹介ください。また、当地日系企業等に周知できる有益な情報などございましたらお知らせください。館内で確認し、公平・中立の観点から適切なものを本ニュースレター等で共有させていただきます。

【参考：在シアトル日本国総領事館：[新型コロナウイルス危機の影響を受ける中小企業・NPO・労働者への支援策一覧](#) (12/15 更新)、[経済再開情報 \(新型コロナウイルス関係\)](#) (2/1 更新)、[新型コロナウイルス関連情報](#) (全般的な情報)、[州保健局 新型コロナウイルス日本語ページ](#)】

・[2020年日系企業実態調査](#)にご協力をお願いします (オンラインでも回答可、所用時間5分程度)

・[毎月11日は日本食の日 \(Japanese Restaurant Day\)、日本食フォトコンテストも実施中!](#)

1. 経済再開・企業支援情報

(1) 2/4 州保健局 ワクチン情報の更新

・ワクチン需要：初回接種向けワクチン、二回目接種向けワクチンともに[連邦政府からの供給より遙かに大きい需要がある](#) (供給不足)。

・配布先の拡大：州保健局は医療機関以外にも、限定的な数であるが、薬局や地域の医療センター、大規模ワクチン接種会場などへのワクチン配布を拡大している。毎週、ワクチン配布を

受けた医療機関が WAIS システムを通じて登録し、地域医療当局が優先順位を決定することになっている。

<https://www.doh.wa.gov/Newsroom/Articles/ID/2603/COVID-19-vaccine-distribution-update-from-the-Washington-State-Department-of-Health>

なお、現在ワクチン接種はフェーズ 1B Tier 1 で、高いリスクのある医療関係者等（フェーズ 1A 対象者）に加え、65 歳以上のすべての方、複数世代の家族と住んでいる 50 歳以上のすべての方が接種対象となっている。

<https://www.doh.wa.gov/Emergencies/COVID19/vaccine>

※特定の集合住宅に住む、必要不可欠な業種の 50 歳以上が対象となり得るのは 1B Tier2 から（時期は春から夏に予定）。

<https://www.doh.wa.gov/Portals/1/Documents/1600/coronavirus/SummaryInterimVaccineAllocationPrioritization.pdf>

（参考）2/4 シアトルタイムズ紙がワクチン接種の流れについて解説

始めに、ワクチンの供給が需要に追いついていないため、まず忍耐が必要である、①資格があるかを確認する（findyourphasewa.org）、②ワクチン接種場所を検索する（保健局 HP）、③接種の予約を行う（一部予約不要で先着順の場所もあり）、④1 度目のワクチン接種後、3～4 週間後に 2 回目を接種。ワクチン接種後も他者にウイルスを移す可能性はあるため、引き続きマスク着用などの感染拡大防止対策を行う。

<https://www.seattletimes.com/seattle-news/health/how-to-get-a-covid-19-vaccine-in-seattle-king-county-and-washington-state/>

（2）州保健局の日本語情報 COVID-19 用のワクチン接種について

現在、米国内では 2 種類のワクチンが開発されており、いずれの接種も連邦政府が負担し無料で提供される。ワクチンは 3～4 週間の間隔で 2 回接種が必要。現在、高いリスクにさらされている方々へ優先的に接種を行っている。

<https://www.doh.wa.gov/Portals/1/Documents/1600/coronavirus/GettingVaccinated-Japanese.pdf>

ワシントン州保健局は、以下リンクにおいて、ワクチン情報含む COVID-19 の情報を適宜日本語で提供していますのでご覧ください。

<https://www.doh.wa.gov/Emergencies/COVID19/Japanese>

（3）CDC 2 月 1 日より公共交通機関でのマスク着用を義務付け

1月29日、CDC（米国疾病予防管理センター）は、新型コロナウイルス感染拡大を抑えるため、旅行者へのマスク着用を義務とする命令を発出した（既に有効）。この命令によって、米国内の又は米国離発着する公共交通機関（飛行機、船、フェリー、列車、地下鉄、バス、タクシー、ライドシェアなど）・交通ハブ施設（空港、バス／フェリー・ターミナル、電車／地下鉄駅、海港、入国港など）を利用するすべての者（旅客、乗務員、運転手その他運行に携わる労働者）は、口と鼻を覆うマスクを着用しなければならない。

<https://www.us.emb-japan.go.jp/j/announcement/20210201importantmessagecoronavirus.pdf>

なお、ワシントン州は、昨年7月より保健局長命令 20-03.1 によって、自宅外でのマスク着用が既に求められている。

https://www.doh.wa.gov/Portals/1/Documents/1600/coronavirus/Secretary_of_Health_Order_20-03_Statewide_Face_Coverings.pdf

（4）日本 緊急事態宣言を3月7日まで延長

栃木県を除く、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県の10都府県の緊急事態宣言の期間が3月7日まで延長された（当初2月7日まで）。

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

同解除宣言が発せられるまでの間、すべての日本入国者に対し、出国前72時間以内のコロナ陰性証明書の提示が求められる。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2021C006.html

※なお、変異ウイルスの感染者が確認された国・地域からのすべての入国者は、出国前72時間以内の検査証明が必要とされます。緊急事態宣言発出に伴い、全ての入国者に執られている措置と変わりなく、また、ワシントン州は検疫強化の対象となっていませんが、同解除宣言後の渡航においては、外務省からの関係情報にご注意ください。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html

（5）在米国日本国大使館 コロナ禍での日本への帰国・米国への入国に関する情報

[日本への帰国をご予定の方へ](#)

[米国への入国をご予定の方へ](#)

（6）2/2 全米の国立公園でも原則としてマスク着用求められる

国立公園内の建物や施設内ではマスク着用が義務化されたほか、狭い・混雑した登山道・展望箇所など社会的距離が保てない場合はマスク着用が必要となる。加えて、一方通行道における

入場制限や一時閉鎖などの追加的公衆衛生措置も取られることになる。国立公園局は、訪問前にそれぞれのウェブサイトや SNS から詳細を確認するように呼び掛けている。

<https://www.nps.gov/orgs/1207/covid-mask-requirement.htm>

2. その他参考情報（ジェトロビジネス短信）

『米議会予算局、2021 年成長率 4.6%と予測、年半ばに新型コロナ前水準回復を見込む』

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/02/5e5cc39884788a66.html>

『米 CDC、公共交通機関でのマスク着用を義務化』

CDC は 1 月 30 日、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、米国発着の海外旅行や米国内での移動で公共交通機関を利用する際、マスク着用を義務付ける行政命令を発表した。

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/02/98a3d545e138cc8c.html>

『米 GDP 成長率、2020 年第 4 四半期は 4.0%、通年でマイナス 3.5%』

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/02/6fd14c4f48031d7b.html>

『開催報告：1 月 27 日ジェトロ、日米間の渡航制限に関するオンラインセミナー開催』

当日の動画、資料などについても閲覧可能。

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/01/7bfa3af3a2a630b6.html>

[動画](#)、[説明資料](#)、[主な質問への回答](#)

3. ウェビナー情報

(1) (全て再掲) シアトル総領事館関連無料ウェビナー

〇2/11 経済ウェビナー「日本のデジタルヘルス（予防医療）とビジネスチャンス」（兵庫県ワシントン州事務所・神戸シアトルビジネスオフィス主催）

日本参入に関心があるデジタルヘルス領域の米国スタートアップの将来的な誘致を目指し、同領域における日本全体の動向や神戸市の事例、同領域の日米スタートアップ活動事例や投資サイドの視点などが紹介されます。

日時：2021 年 2 月 11 日（木）14 時～15 時 30 分（PST）

詳細・申し込み：<https://kobestartup.com/news/webinar-KTIO-HBCC-Feb11-2021/209>

言語：英語

※在シアトル日本国総領事館後援事業

○2/11 (日本食の日ウェビナー) How to Appreciate Sushi at a Deeper Level

本ウェビナーでは、北村シェフをお招きし、季節に合ったお寿司の食べ方などをご紹介します。

日時：2月11日(木) 17時～18時 (PST) ※日本時間2月12日 10時～11時

申込み：https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_arGZ1dfPT_Wjt0pc4N48A

言語：英語

○2/16-17 AI "Online" Meetup 16.0

オンラインAI ミートアップは、各1時間で2日間にわたり、10社の最先端スタートアップによるピッチをライブで見ることができます。

日時：2月16日(火)、17日(水) 16時～17時 (PST) ※日本時間17・18日 9時～10時

申込み：<https://www.eventbrite.com/e/ai-online-meetup-160-feb17wed-18thu-jst-feb-16tue-17wed-pst-tickets-135452906289>

※各講演は基本的に英語ですが、スタートアップのピッチ毎の解説などで一部日本語の説明があります。

○2/18 ウェビナー：日・米国ワシントン州 気候変動対策としての森林保全及び木材製品利用・木造建築

日本とワシントン州における(1)持続的な森林管理とカーボンニュートラル(2)森林・林業・木材産業分野での各政府の地球温暖化対策の取組み・事例、(3)木造建築物事例をご紹介します。

日時：2月18日(木) 17時～18時30分 (PST) ※日本時間2月19日(金) 午前10時～11時30分

詳細・申込み：https://www.seattle.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/woodwebinar2021.html

※ウェビナーは英語で進められますが、日本語の資料・同時通訳をご用意する予定ですので日本からのご参加もお待ちしております。

※在シアトル日本国総領事館主催・ワシントン州商務局共催・林野庁後援事業

引き続きよろしくお願いたします。

(注意点)

本情報は、ワシントン州の主要な行政機関や団体のウェブサイトの情報をもとに、その時点における当地日系企業・NPO・邦人労働者に役立つ情報を、皆様のご参考として迅速に日本語で届ける目的で発信しているものです。法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。実際の申請等に当たっては、該当するウェブサイトで最新の情報や詳細を直接ご確認ください。なお、当館として個別企業の申請書作成等の支援は出来かねますのでご容赦ください。

(免責)

本メール又は当館情報に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。

(領事メールについて)

当館では外国に3ヶ月滞在される在留邦人に対し、旅券法に基づく在留届、帰国・転出等の届出をお願いしております。本届けでメールアドレスをご登録いただいた方に対して、コロナに関する情報や各種安全情報を領事メールにてお送りしておりますほか、緊急時の安否確認を当館から行うためにも必要なものですので是非ご協力ください。詳細はこちらをご覧ください。

https://www.seattle.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/zairyu.html

(Unsubscribe:本日系企業支援関係メールについて)

当館が把握しておりますワシントン州日系企業にお送りしております。今後、本メールが不要な方はその旨ご返信をお願いいたします。

Consulate-General of Japan in Seattle

701 Pike Street, Suite 1000

Seattle, WA 98101

206-682-9107